

平成23年第1回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

---

開 会 平成23年3月 4日

閉 会 平成22年3月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（3月11日）

---

出席議員 6名

1番	久 慈 省 悟 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	木 村 修 君	4番	山 舘 清 剛 君
5番	青 木 倉 元 君	7番	坂 本 豊 君

---

欠席議員 1名

8番 久 慈 隆 一 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税務課長兼ふれあい センター事務局長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	青 木 昭 信 君
健 康 福 祉 課 長	浜 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	工 藤 正 人 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局長 川崎清春君  
議会事務局主幹 中川悟君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1番 久慈省悟君  
2番 藤田修一君

---

議事日程（第3号）

- 第1 議案第4号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第2 議案第5号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例案
- 第3 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第4 議案第7号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第5 議案第8号 特別災害による被害者に対する蓬田村税減免の特別措置に関する  
条例の一部を改正する条例案
- 第6 議案第9号 蓬田村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案
- 第7 議案第10号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第11号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について
- 第9 議案第12号 村営土地改良事業の施行について
- 第10 議案第13号 平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）案
- 第11 議案第14号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3  
号）案
- 第12 議案第15号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）  
案
- 第13 議案第16号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
案
- 第14 議案第17号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第15 議案第18号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3  
号）案
- 第16 議案第19号 平成23年度蓬田村一般会計予算案

- 第 1 7 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 1 8 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 1 9 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度蓬田村老人保健特別会計予算案
- 第 2 0 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 2 1 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 2 2 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第 2 3 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 2 4 発議案第 1 号 国外で作製された歯科医療用補てつ物の取り扱いに関する意見  
書採択を求める陳情書
- 第 2 5 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時40分 開会

○副議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は6名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 議案第4号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案

○副議長（木村 修君） 日程第1、議案第4号蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第4号蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

2枚目をお開きください。

第1条3行目、第1条 蓬田村職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「59人」を「58人」に改め、同条第5号中「1人」を「2人」に改める。これにつきましては、第2条第1号は村長の事務部局の職員の定数についてでございます。それから、その下の同条第5号中につきましては、農業委員会の事務部局の職員の定数を定めたものでございます。村長部局につきましては58名に改めて、農業委員会の事務部局の職員につきましては2人に改めるということでございます。

次に、第2条 蓬田村職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「2人」を「3人」に改める。この規定につきましては、青森地域広域消防事務組合に現在職員を2名派遣しておりますけれども、今回今月末をもちまして1名退職者が出ますので、それに伴って今年度1名採用しましたので、その1名を派遣するために今回条例を改正するものでございます。

今回、第1条につきましては、平成23年1月1日から適用するものでございまして、第2条につきましては、平成23年4月1日から施行するというものでございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○副議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第5号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例案

○副議長(木村 修君) 日程第2、議案第5号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(八戸純一君) 議案第5号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の改正に伴う提案理由は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び労働基準法の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の整備をするために提案するものでございます。

3枚目をお開きください。

第2項、任命権者は、3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務をさせではない。この条項につきましては、3歳未満の子を養育する職員が請求した場合は、職務に支障がある場合を除いては時間外勤務等をさせではないというふうなことを定めるということでございます。

それから、次の第8条、見出し「(時間外勤務代休時間)」についてでございますけれども、これは新たに時間外勤務代休時間を設けるということの規定でございます。以上でございます。

○副議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○副議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
案

○副議長(木村 修君) 日程第3、議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(八戸純一君) 議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の一部改正に伴う提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、関係条例の整備を図るため提案するものであります。

今回の一部改正の主な点についてご説明いたします。

職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業、それから育児短時間勤務、育児時間をとることができるというふうな内容の改正でございます。以上でございます。

○副議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑はないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○副議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第7号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○副議長（木村 修君） 日程第4、議案第7号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第7号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提案理由は、労働基準法の一部改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休時間の対象となる時間外勤務について改正を行うとともに、条例の整備をするために提案をするものでございます。

2枚目をお開きください。

最後から6行目、第4項、「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ」から3枚目の第2行までの条項につきましては、一月の時間外勤務が60時間を超えた場合、1時間当たりの時間外の給与の支給割合を100分の150に引き上げするというふうな条項に改めるというものでございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第8号 特別災害による被害者に対する蓬田村税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○副議長（木村 修君） 日程第5、議案第8号特別災害による被害者に対する蓬田村税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼ふれあいセンター事務局長（芳賀 作君） 議案第8号特別災害による被害者に対する蓬田村税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案をご説明いたします。

今回の改正は、特別災害、昨年のホタテ被害を含みますけれど、漁業に係る損失を受けた者についても、従来からある条例に農作物に係る損失を受けた者と同様の減免措置を講ずるため提案するものであります。以上です。

○副議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第9号 蓬田村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案

○副議長（木村 修君） 日程第6、議案第9号蓬田村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 議案第9号蓬田村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提案理由ですが、蓬田村学校給食センター移設に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものです。

次のページをお開きください。

第2条中「汐越5の3番地」を「郷沢浜田138番地」に改める。以上でございます。

○副議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。



本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 5 名)

○副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 10 号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案

○副議長（木村 修君） 日程第 7、議案第 10 号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第 10 号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。

この改正案は、公営住宅法第 23 条に規定する入居者資格を適用するため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

3 行目ですけれども、第 4 条を次のように改める。

第 4 条（入居者資格）、村営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。以下、明記してございますので参照にしてくださいと思います。

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から適用いたします。以上でございます。

○副議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第 10 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 5 名)

○副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 11 号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

○副議長（木村 修君） 日程第 8、議案第 11 号蓬田村公の施設の指定管理者の指定につ

いてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第11号蓬田村公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

2枚目をお開きください。蓬田村ふれあいセンター、玉松園カントリーパーク、よもぎた物産館等、蓬田村ライスセンター、蓬田村たい肥製造施設、蓬田村トマト選別施設、これらの施設につきましては、現在指定管理者制度にのせて委託をしているわけですが、ことし3月31日をもって委託期間が終了する予定ですので、ことしの4月1日から5年間、再度指定管理委託制度で委託するというので、今回提案してまいります。以上でございます。

○副議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第12号 村営土地改良事業の施行について

○副議長（木村 修君） 日程第9、議案第12号村営土地改良事業の施行についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第12号村営土地改良事業の施行についてご説明させていただきます。

村営土地改良事業を次のとおり施行したいので、土地改良法第96条の2第1項及び第2項の規定により議会の議決を求めます。

提案理由といたしましては、平成23年度より蓬田地区地盤整備事業を村営で施行するため提案するものでございます。

次のページ、お開き願います。

事業年度、平成23年度から平成25年度まで。事業内容、地区名、蓬田。工種、用水路。事業量、96.6メートル。備考、蓬田地区基盤整備事業。

事業費の細目及び資金計画、別紙のとおりでございますので、参照にさせていただきたいと思えます。以上です。

訂正いたします。事業量926.6メートルでございます。よろしく申し上げます。

○副議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第13号 平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）案

○副議長（木村 修君） 日程第10、議案第13号平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第13号平成22年度蓬田村一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正額は、4億692万5,000円となっております。

今回の補正予算の主なるもの、私の方からは総務課関係の方をご説明いたします。

まず、歳入です。7ページをお開きください。

9款地方交付税1目地方交付税の中の1節普通交付税3億1,356万8,000円を計上してございます。この計上額を加えまして、平成22年度普通交付税の交付額は13億7,476万8,000円となります。平成21年度と比べて1億865万2,000円の増となっております。

次に、その下、13款国庫支出金5目総務費国庫補助金3節きめ細かな交付金4,041万円、それからその下の住民生活に光をそそぐ交付金911万8,000円を計上してございます。これは地域活性化交付金でございまして、我が村にはハード分としてきめ細かな交付金

4,041万円、それからソフト事業用として住民生活に光をそそぐ交付金911万8,000円が交付されるということでございます。いずれにしても、このきめ細かな交付金、それからあと住民生活に光をそそぐ交付金は、これから各課から説明がございましたけれども、その歳出の中に充当してございます。

次に、10ページをお開きください。13目財政調整基金費として1億4,870万円を計上してございます。これは財政調整基金の方にこの額を積み立てるということでございます。

それから、その下の公共用施設整備基金費、これも1億円蓬田村公共用施設整備基金の方に積み立てして、現在計画を進めております公営住宅の方の財源等に充てていきたいというふうに考えてございます。私の方からは以上でございます。

○副議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 健康福祉課の主なるものをご説明いたします。

13ページをお願いします。13ページの下の方、4款衛生費1項保健衛生費4目母子衛生費20節扶助費、その中の乳幼児医療費20万円、これは本年度中の支給不足分を見込んだものであります。そのほかについては本年度事業の終了による不用額等を調整したものであります。以上です。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） それでは、産業振興課関係についてご説明いたします。

まず、歳入の方をお開き、7ページをお願いします。

13款の先ほど総務課長が言いましたきめ細かな交付金4,041万円の歳入を先ほど総務課長から説明ありましたけれども、これに伴って歳出の方の14ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費9目の道の駅整備費でございます。これの中の節区分の13の委託料でございますが、この中で蓬田村道の駅整備事業調査委託料として3,549万円計上してございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは、建設課関係の主なものについてご説明させていただきます。

16ページ、お開き願います。上段、8款2項2目除排雪費11節需用費につきましては、燃料費等の259万4,000円、その下、14節使用料及び賃借料につきましては、排雪自動車

の借上料といたしまして63万4,000円をそれぞれ計上しております。

同じく下段、8款4項1目住宅管理費13節委託料129万6,000円の減額をしておりますが、これは委託事業の完了により減額したものでございます。

次のページ、お開き願います。住宅費の15節工事請負費の1億1,380万7,000円ですが、これは当初計上しておりました整地工事費のほかに浄化槽等の設置工事を追加して行うため、整地工事費を造成等工事費と名称を変更いたしまして新たに予算計上したものでございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 17ページ、お開き願います。10款1項2目15節工事請負費84万円、蓬田スクールバス停新設工事費、蓬の園にあったバス停が強風で飛ばされて、そこに新しくバス停をつくるというものです。丸太を組み立てたような今まで郷沢地区にも立っているような形になると思われま。

その下、小学校費です。11節需用費84万円、これは灯油代でございます。

次のページ、お願いします。小学校費の修繕料4万円、これは防火扉の修理でございます。

その下、18節備品購入費、牛乳冷蔵用冷蔵庫の購入費で、その減額分7万円を減額しております。

その下、教育振興費ですけれども、備品購入費317万6,000円、図書室整備用備品購入費211万7,000円、それから副教材費105万9,000円、これが先ほど歳入の方で総務課長が説明しました住民生活に光をそそぐ交付金、その一部でございます。この次も出てきますので、また追って説明していきます。

10款教育費3項中学校費、その11節の燃料費はこれは灯油です。

その下、教育振興費の18節備品購入費、図書室整備用備品購入費203万3,000円、副教材購入費194万1,000円、これも先ほどと同じ住民生活に光をそそぐ交付金でございます。

次のページをお願いします。社会教育総務費でございます。8節報償費から11節需用費までは家庭教育事業の入れかえによる増減でございます。

それから、公民館費の11節需用費は、これも灯油代でございます。灯油代と電気代でございます。

それから、18節の備品購入費、中央公民館2階にあります冷蔵庫が壊れて、その調理室に新たに冷蔵庫を7万円もっております。

その下、ふるさと総合センター備品購入費18節です。215万円、図書室整備用備品購入費、先ほどの住民生活に光をそそぐ交付金、ここではスクリーンとか、それから大きく映し出すプロジェクター等、そういうAD機器を購入することになっております。

その下、文化伝承館の方は、消防設備の修繕費でございます。以上です。

○副議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番山館議員。

○4番（山館清剛君） 道の駅整備費についてお伺いいたします。

この道の駅については、きのう一般質問の中で3名の方から一般質問されたわけですが、このところの内容を見ますと、3人とも非常にまた疑問のある段階だということでございますけれども、12月議会に初めて総務費の中で、企画費の中でですね、道の駅の計画策定業務委託料というものが出まして、この中にも突然のことで議員の中から非常に理解を議員がしていなかったということで、当時も3分の1の反対議員がなくて、それは3分の2で可決されたということの経緯がございます。

その中でもそこからも農林水産業費にということになりましたので、これは実施段階の予算だと思います。したがって、まだ12月の段階ではまだまだこれから皆さんと協議して住民に理解をいただけるような説明をしながら、これこの道の駅を進めていくという説明があったわけですが、いまだに住民にそういう説明がなかった段階でここまで工事が進められていると。それで、きのうの質問の中でも村長の答弁の中に、議会の理解を得たというその答弁がありました。というのは、12月議会でこの予算が通ったという意味で議会の理解を得たものと解釈していると思いますけれども、全く住民の反応はこの問題についてはまだ全然進行しない、理解していないわけですよ。ということは、きのうの質問の中にも質問者からありましたアンケートの中にも70何%がまだ理解をしていないと、反対だというその質問がありましたし、内容的にはまだ全然詰まっていない段階でございます。

したがって、私が今質問したいことは、村長は理解を得たという意味でこれから実施段階に移ろうとしているのか、その辺をはっきりとこの場で説明いただきたいと思っております。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 12月の議会にこの80万余円の予算を提案したわけでありまして、議員の方々に説明したわけでありまして、そして、全くのそれは概略でございます、こういうのでいきますよという、こういうのでいきたいということで提案して、議

員の皆さん方から可決を承認していただいたわけであります。そこで、今回今度は次にもうちょっと具体的にこの設計図とか、あるいはいろんなものを整備して、そして住民に説明会などを開いてやると。まず、いつも言うように、議員の方々にこの説明をして、議員の方々に了解を得て、そして住民に説明をしていくというのが、私は順序だというぐあいに思っておりますので、今回この3,000万有余円のこの予算が通れば、これから住民に対応をしていきたいと。そして、住民の声を聞いてこのさまざまな計画を住民と相談して取り入れていきたいというような考えでございます。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 私の方からちょっと補足させていただきます。

まず、今回計上してございます3,549万円につきましては、先ほどもご説明しましたように地域活性化交付金を充当してございます。この予算につきましては、この予算額そのものを平成23年度に繰り越ししまして、いろいろな説明会を開いて、その説明を反映させた計画とか、そういうのがはっきりしてから施行していくというふうに考えてございます。いずれにしても、今回計上してございますのは、地域活性化交付金を財源にするということが理由の一つでもあります。

それから、今回農林水産業費に計上しております理由は、具体的に検討することについては、やはり道の駅計画そのものも農産物の直売所並びに農産物の加工施設などが主な施設内容でございますので、やはり産業ということでとらえまして農林水産業費の中で予算を取って、そちらの方でこれから対応していきたいというふうな考えも一つありまして、今回農林水産業費に計上してございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 4番山館議員。

○4番（山館清剛君） 村長の答弁だと、十分議会を通して議会に賛成したから了解したものと扱ったようでございますけれども、そうであればきのうの質問の中でもすべての方がまだまだ煮詰めるところがあると。例えば、今総務課長が答弁したとおりの予算規模そのものは総額で5億円ぐらいというきのうの説明ありまして、その中で交付金、資金のあれは交付金と、それから残りの財源には過疎債を使うということではございましたけれども、説明がありましたけれども、この過疎債についても過疎債というのは借金でございます。きのうの質問の中でも今までの借金に借金を重ねるということで質問した方がございました。心配していましたが、その内容的なものはまだはっきりしていません。その辺をお互いに議会と住民と、それから村と、やはり一体となって検討しながら

らこれは進める事業だと私はそう思っております。

したがいまして今後、総務課長に伺いますけれども、12月議会で検討委員会ですか、検討する意見も聞きながら考える委員会を設置したいという、それで話し合いをしているという説明があったわけですが、その後この委員会なるものが設置されているのかどうか。それで、その委員会のメンバーについてはどのようなメンバーで委員会をつくっていく考えなのか。この委員会をやらないままに、こういう予算が施行されると、これは進むことになるんだよ、事業はそのまもう。例えば今交付金でやる、交付金ではない、交付金ですか。それで、ただの資金だから道の駅をこれから計画していくということの話ですが、議会で行ったのはこれ3月4日に議会が開会されて、提案されてからこの道の駅の基本計画なるものが議会に説明あったわけですね。議会終了後です。ということは、その間に全然その議会と連絡がとれていない。議会と連絡がとれていないということは住民にも全然報告されていないということになるわけです。その辺について、今の委員会ですか、その設置とかそういう内容的なものをどう把握していくのか、住民の考えをどう把握してこの事業を進めていくのか、住民が本当に望んでいる事業なのか、その辺をしっかりとやはりとらえてこの事業を進め、もし事業には反対ではないわけですが、内容的にはもっと住民の声を入れた、きちっとした事業を進めてもらいたい。その意味でこの委員会なるものをどういうふうに考えているのか、総務課長、答弁。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 検討委員会なるものはまだ設置してございません。その理由としては、今回話し合い、検討するための資料として基本計画をつくっているわけです。その基本計画なるものができて初めてたたき台になるものを示して、それでいろんな意見を出してもらってというふうに考えてございますので、委員会そのものはこれからになります。メンバーにつきましては、例えば具体的に現在加工施設、加工品に携わっている人、それからあとマルシェとかに実際直売所に出している人とか、あとは農協、漁協とか、そういうふうな人をメンバーとして予定してございます。

議会の方に説明がなかったということでございますけれども、今まではやはりただ口頭でいろいろな構想なりを言っていましたので、それを具体的に目に見えるものにあらわしてからでないと、やはり説明を受ける方も目に見えてこないのではないかということでございますので、その辺の事情をご理解くださるようお願いいたします。



○副議長（木村 修君） 4番山館議員。

○4番（山館清剛君） 今の課長の説明だと、今までつくった計画そのものはたたき台にしてこれから住民に説明していくという答弁でございましたけれども、これは納得できない問題があちこちいっぱいあります。というのは、きのう一般質問の中で資料が配付をされたわけですが、この日刊建設新聞の内容について配付されたわけです。これはもう既に建設計画が実行される段階のような新聞報道されています。この内容についてもきのう質問あったわけですが、詳しい、総務課ではこの新聞にはそういう内容を説明した覚えはないと、そういう答弁もありましたが、ではどこからこれ漏れたかということになりますし、この新聞については12月14日ですから、これは12月の15日のこの予算が決議されているわけです。80万円の予算が決議されています。ただ、提案されたのは12月10日です。それで何ら新聞の日数には問題がないわけです。だけれども、こんなに詳しく世間にもう出てしまっているわけです。これ実行段階になっていますよね。実施することのような報道をされています。

それで、今総務課長からの答弁だと、これをたたき台にしてこれから考えるということは、とても内容的にどちらも考えがたいわけですが、何か合わない感じがします。そこで、これは場所も設定しているし、報道関係に場所まで載ってますよ。これがたたき台になるという話は、ちょっと私らが聞けないわけです。それから、一方的に住民説明のない場合は……、村の村民の説明のないままに行政の一方的な計画のもとに進められているのではないかと、そう思いまして議会軽視、村民軽視のこの計画ではないかと。もう少し村民に理解を求めて、もっとすっきりした形でこれから事業、それなども進めてもらいたいと思いますけれども、これこのままで事業をたたき台にすると言うけれども、進めていくつもりでございませうか。道の駅は完成させる計画なんですか。はっきりとそこを答弁願います。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 一つには建設新聞の方に早く出たということのようでありますけれども、恐らくこの建設新聞の方は恐らく役場とか、さまざまな方から情報を聞いていると思います。ただ、我々としては別に隠す何物もないし、聞いたものに対しては答えていくというのはこれはこういう予定がございませうというのは、これは答えていくのが別に秘密でも何でもないのでありますから、やはりマスコミというのはそういうのに非常に敏感でありますので、我々としてはどこから入手したかわかりませんが、

どこから入手しても、このマスコミの報道に対しては役場にしょっちゅう来ていますから、聞いたものに対しては答えるというのはこれは別に一般的なことでございます。

それからもう一つは、我々と私と山舘さんとはちょっと意見が合わないんですが、やはり何回も言うように、まず議会に対して説明すると。そして議会に対して説明して、そして議会の了解を得て、了解を得てですね、そして予算化をしていくと。工事そのものにつくるというもので了解しなくても、その建設に携わってもいいかという、あるいは予定として最終的には、どうなるかわかりませんが、やってもいいかということで予算80万円出して、それに大きい視点我々基づいてプラスしていくということでございます。

また、それをやって、今度は次にやはり地域住民にわかりやすく、議会にはもっとわかりやすく、あるいは地域住民にも、あるいはまた、そこに参入してくる農家の皆さん、漁師の皆さんにもわかりやすくいろんな情報を教えるためには、やはりこういうぐあいに設計をしてやっていかないと、なかなか理解できないだろうということでやっているわけでありまして。ですから、これから地域住民との話し合いをしていきたいと、そして最善のものをつくっていききたいという考え方なわけでありましてから、その辺どっちが先かということになれば、いろいろ難しい問題があると思いますけれども、そういう考えで私はやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈議員。

○1番（久慈省悟君） 同じく14ページのきめ細かな交付金3,549万円の計上でございませぬけれども、再三にわたって説明がなされていたのは、今なかなか企業誘致といっても難しい世の中でございませぬ。国から出ていって外国で商売をするという企業がたくさんある中で、村の意見はやはり加工食品、本日議員でもいらっしゃいます藤田議員の方もトマトからさまざまなケチャップやソース、そしてさまざまそういうふうに加価値を設けているわけですね。ですから、そういう加工食品をつくっている方々に加工場を提供したい、そういう気持ちも十分わかります。そしてまた、その商品を販売してそこに雇用を見いだしていく。これもやはり自治体としての基本的な考えも理解できます。ですから、この予算には反対というわけではございません。基本的には賛成でございませぬ。

ただ、そこで一つだけ問題なのは、委員会を立ち上げるに当たって、総務課長、また役場サイドでは常任委員会の議員団を委員会の中に入れる気持ちはございませぬか。その辺をお伺いいたします。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ただいまのご質問は、議会の方からも入れるべきでないかというふうなことです。前向きに考えて入れる方向でそうすれば検討もしていきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈議員。

○1番（久慈省悟君） さまざまなうわさも横行する中で、やはりそのような前向きな姿勢を持って議員に直接そういう場においても意見をいただいてぜひいい方向で、やるならば住民の理解が得られるような企画を持って接して、成功に向かって進んでいただければ幸いです。以上です。

○副議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 同じく14ページの道の駅の調査設計委託料3,549万円について伺いますが、この金額の使い道というのは具体的にはどのようなようになっておりますか。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 具体的に言いますと、これからいろいろ話し合いをして決めていくこととなりますけれども、用地の測量、それからあとボーリング調査、それから造成設計、それからあと建物の方の基本設計とか、そういうの見込んでございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） そうしますと、住民と話し合いをするという段階の前に、もう既にスタートしてしまって測量、ボーリングなどをやって、仮に住民から反対があっても、まだ理解が得られないという段階でも、中止するということはこの3,500万円のお金がただむだになってしまうということにもなるわけですね。ですから、たたき台にするためにこれほどの予算を計上するのではなくて、もっと少ない予算の中で住民の皆さんの声を聞く、そういう作業を初めにやっていただきたいと思っております。これはきのうも再三言っているわけですが、これについて答弁をお願いします。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） やはり事業を進める際には手法は何通りかあるかと思っておりますけれども、たまたま役場の方ではやはり基本となる資料とか提供しないで話し合いしても、話自体があちこち飛んで漠然としてなかなかまとまりづらいのではないかというふうな考え方が一つあります。ですから、そういう点から今回基本計画費ということで80

万円その経費を見て、そういうふうな基本的な資料をつくっているわけですので、いずれにしてもそれに基づいて話し合いを進めていくということでございますので、これがそのまま役場の方で強引に進めるというふうなことでもございません。

また、今回3,549万円を計上してございますけれども、これもやはり先ほど説明しましたように、もう話し合いとかまとまらないうちに強引にやるということではないわけですし、施設の基本設計もそういうふうな話し合いをして、その中で詰めていった後でなければ、基本設計自体も組めないわけです。そういうのがはっきりしないで組んだ際は、やはり基本設計が後でぐらつくようであれば、それだけまた経費がかさむことにもなりますので、その辺、そういう考え方で進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 議会の同意を得て、それから住民にたたき台として説明するというのを何回も同じことを繰り返していますよね。そうしますと、議会で決まってしまうえば、議員は住民に対して幾ら反対しても、これを推進する立場で説明して歩かなければならないということで、議員が住民の代表というよりも、村当局の代表として住民に説得して歩かなければならないわけです。そうしないと、この3,549万円の予算がただむだになってしまう可能性もあるわけですね。ですから、この多額のお金、もう今少ない金額ではなくて大金なわけですよ。これをむだにしないためにも、本当に必要なのか、住民が必要としているのか、見きわめながらその作業をするというのが私は順序ではないかと思うわけですね。今のままですと、これを通してしまってから住民に説明すると言っておりましたけれども、12月に80万円の予算が通ったときに、既に住民へ今3カ月ありますけれども、その間一度でも住民に対してこういう説明をした経緯はありますか、答弁をお願いします。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 住民の方には説明はしてございません。というのは、先ほども説明しましたように、やはりいろいろな話し合いをするためには紙に書いたもの、基本的に資料とかなければ、やはり話し合いはなかなかまとまらないとか、そういうふうなことになるのが十分予想されますので、そういう考え方に基づいて今までは住民の方には説明はしてございません。以上でございます。

○副議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

す。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) きのうも質問したわけですが、やはり今回のこの補正予算案には、私がいつも言っている村営住宅の建設予算も1億6,000万円とか入っているわけですね。ですから、これに反対すればそちらもとまってしまいます。ですが、道の駅の話は12月に唐突に出た問題で、住民の理解もまだ得られていない段階です。きのうの一般質問でも紹介したように、住民のアンケートによりますと70%がまだ反対という意見で、賛成する方は20%しかまだありません。こういう中で我々議員は住民の代表ですから、住民がそれほど反対しているものに対して賛成するということはできないわけですよ。そういう意味でこの補正予算には反対しますけれども、再度これを分離した予算案を後ほど提案することを求めて、反対討論といたします。以上です。

○副議長(木村 修君) ほかに討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

○副議長(木村 修君) 起立少数です。よって、議案第13号は否決されました。

---

日程第11 議案第14号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)案

○副議長(木村 修君) 日程第11、議案第14号平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長(坂本勝教君) 議案第14号平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算の主なところをご説明いたします。

歳入歳出それぞれ7万3,000円を減額します。2,832万円となっております。

それでは、6ページ、お開き願います。歳出の内容ですけれども、1目一般管理費11節需用費④燃料費の灯油代5万2,000円を補正するものです。以上です。

○副議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

- 副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第15号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案

- 副議長（木村 修君） 日程第12、議案第15号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

- 住民課長（青木昭信君） 議案第15号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

6ページをお開きください。歳出でございます。

中段、2款1項1目19節負担金補助及び交付金の一般被保険者療養給付費500万円を計上させていただいております。これは医療費でございます。年度内の支払いを見込んで計上いたしました。以上でございます。

- 副議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

- 副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第16号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案

- 副議長（木村 修君） 日程第13、議案第16号平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計

補正予算（第3号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

- 建設課長（柿崎真人君） 議案第16号平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

予算総額は1億3,884万1,000円となっております。

6ページ、お開き願います。1款1項1目一般管理費19万7,000円を減額しておりますが、これは人件費の減額でございます。以上でございます。

- 副議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

- 副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第17号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算  
（第4号）案

- 副議長（木村 修君） 日程第14、議案第17号平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

- 住民課長（青木昭信君） 議案第17号平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

7ページをお開きください。歳出でございます。

中段、2款1項3目19節負担金補助及び交付金の認知症対応型共同生活介護サービス給付費負担金472万2,000円を計上させていただいております。これは、3月までの支払いを見込んで計上いたしました。よろしく願いいたします。

- 副議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○副議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第18号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正  
予算(第3号)案

○副議長(木村 修君) 日程第15、議案第18号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(青木昭信君) 議案第18号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

6ページをお開きください。歳出でございます。

これは人件費でございますが、これは人事院勧告による減額分でございます。以上でございます。

○副議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○副議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第19号 平成23年度蓬田村一般会計予算案

日程第17 議案第20号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第18 議案第21号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第19 議案第22号 平成23年度蓬田村老人保健特別会計予算案



- 日程第20 議案第23号 平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案  
日程第21 議案第24号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計予算案  
日程第22 議案第25号 平成23年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案  
日程第23 議案第26号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○副議長（木村 修君） 次に、日程第16、議案第19号平成23年度蓬田村一般会計予算案から、日程第23、議案第26号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの8案を一括議題といたします。

この8案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について副委員長より報告を求めます。

○予算特別委員会副委員長（山舘清剛君） 予算特別委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る3月4日、平成23年第1回定例会の初日に予算特別委員会に付託された議案第19号から議案第26号までの平成23年度各会計予算8案について、3月4日及び8日の2日間にわたり慎重に審査されました。

その結果、平成23年度蓬田村一般会計歳入歳出予算外7案は多数をもって「認定すべきもの」と決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○副議長（木村 修君） これより議案に対する討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第19号平成23年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案についての副委員長の報告は「可決」であります。副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案についての副委員長の報告は「可決」であります。副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○副議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案についての副委員長の報告は「可決」であります。副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○副議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成23年度蓬田村老人保健特別会計予算案を採決いたします。

本案についての副委員長の報告は「可決」であります。副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○副議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

本案についての副委員長の報告は「可決」であります。副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○副議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成23年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案についての副委員長の報告は「可決」であります。副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○副議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成23年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を採決いたします。

本案についての副委員長の報告は「可決」であります。副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○副議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案についての副委員長の報告は「可決」であります。副委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○副議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第24 発議案第1号 国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書採択を求める意見書案

○副議長(木村 修君) 日程第24、発議案第1号国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書案を議題といたします。

提出者の坂本 豊君より説明を求めます。坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) 国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書案についてご説明申し上げます。

国民の健康を守る上で大切な口腔医療の現場において、通常、歯科医療用に供する補てつ物等は、歯科医師または歯科医師の指示に従って歯科技工士が作製するとされ、歯科医師法、歯科技工士法、薬事法等が相互に補完し合いながら国内歯科医療全体に安全性の網をかけ、国民の安心・安全が担保されています。

しかし近年、国外で作製された歯科医療用補てつ物等が使用されているのにもかかわらず、歯科材料の性状等何ら検査も受けずに、雑貨物扱いで輸入されて患者に供されている事例が増加しています。

こうして輸入された補てつ物には、日本のような厳しい施設基準や使用材料、技工士資格等が全く求められていません。日本国内の薬事法や歯科技工士法等の関連法や規格を無視した使用材料等で安価に作製された補てつ物が国内に多く流通すれば、日本の歯科医療の安全が根底から崩され、国民の健康被害もはかり知れません。

国民の公衆衛生を管理し、国民に安全な医療を提供するための制度の整備に責任を負うことは国としての責務であり、国民への適正かつ安全な歯科医療を提供するための対

策が緊急に求められています。

よって、国会及び政府におかれましては、国民の健康を守るため、国外で作製された歯科補てつ物に対し、国内歯科技工士法、薬事法等にのっとった実効性のある規制を講じられるよう強く要望します。

以上、何とぞ慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

○副議長（木村 修君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○副議長（木村 修君） 起立全員です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○副議長（木村 修君） 日程第25、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上を、今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長よりあいさつを願います。村長、あいさつ。

○村長（古川正隆君） 平成23年第1回定例議会に提案いたしました議案が、一部残念ながら否決されましたけれども、可決されました予算の執行に当たりましては、住民の声に十分反映をいたしていくよう、職員一丸となって頑張っていく所存でございます。今後ともよろしく願いいたしまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（木村 修君） これをもちまして、平成23年第1回蓬田村議会定例会を閉会い

たします。

ご苦労さまでした。

午前11時00分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

蓬田村議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員